

時事新報

今度の朝鮮事件に付き三浦公使の舉動機宜を失したる
は公使を推薦したる政府當局者の過失に外ならず甚だ
相濟まさる次第なれば過失者は是非とも其實に任せざ
る可らずとて在野民黨の人々は當路の大臣等を訪問し
て之を論ずるを以て今頻に運動中なりと云ふ干涉事件
以來朝鮮の關係は頗る微妙の態を呈して之に處するに
大に手心を要す可とは世人の明に認めたる所なり京城
駐在の公使の如き最も人選を謹む可き筈なるに然るに
何人の見る所にても斯る當局には決して適任と認むる
ふと能はざる人物を派遣して遂に彼の如き失策を演ず
るに至りし其過は自から掩ふ可らず甚だ遺憾に堪へざ
る所なれども民黨の人々が其實責任を直に當局者に歸し
て恰も辭職勧告の舉動に出づるとは如何の目的なる
や我輩の解せざる所なり或は前年大津事件の時にも内
務外務の兩大臣は過を引て辭職したり今回事件は其
關係する所、特に重大なればいよ／＼以て責任を明に
せざる可らずとの説もあれども當年の辭職は自から過
を引きたるものにして他の勧告を待て退きたるに非
ず今回とても同様にして好しや二三の當局者が自から

久々にか故に功過共に非難を免れるが爲めに外ならぬ其の原因は自から明白なれば此際民間の政客が勧告の趣向を換へ當局者に向て當今の時節は相互に反目の場合に非ず政府が在野の元老を内に入れて事を共にし共々に責任を引受けて一致の實を表するときは吾々も外に在て政府の政略に賛成す可しと誠心實意を以て懇談に及びたらば當局者も近來の情態癖に心細きを覺えて從來の感情も頗る緩らぎたる折柄、事の實行案外に容易なる可し元老の一一致は何人も希望する所にして其人々の盡力に由て實を見たりとあれば其盡力は一般に認められて世間の信用も自から増さるを得ず無益に奔走して徒勞に終らんよりは多少にても實功を奏して信を博するは自家の勢力を養成する所以にして寧ろ實用を論の實に近づくの捷徑なる可し我輩の敢て勧告する所なり

一 該燈籠ノ位臯ハ水路圖出版第二百四十八號ノ海圖ニ依レハ北緯三十八度五分十五秒ニシテ東經百三十八度三十三分三十五秒ニ當ル
一 該燈籠ハ既述過六角形ニシテ白色ニ塗リ第五等不動白色ノ燈明ヲ設ク其高サ基礎ヨリ燈火マテ四丈ナリ
一 該燈火ハ真方位北七十九度三十分東ヨリ北五十度西マテ二百三十度三十分間ア照拂ス但右明弧ノ内北五十八度三十分西ヨリ北五十度西マテ八及三分間ハ燈籠ノ南方位掛異ニ述ラルヘフ以テ燈籠ヲ距ル一海里乃至一海里半以外ニアラサレハ燈光ヲ認ム能ハス
右方位ハ海上ヨリ燈籠ニ向テ測定ス
一 該燈火ハ水面ヨリ高サ十三丈六尺ニシテ其光達距離ハ闇天ノ夜十海里ナリ

男木島燈臺

一 該燈籠ノ位臯ハ水路圖出版第五十號ノ海圖ニ依レハ北緯三十四度二十六分十秒ニシテ東經百三十四度三分三十六秒ニ當ル
一 該燈籠ハ御影石造圓形ニシテ第六等回轉白色ノ燈明ヲ設ク其高サ基礎ヨリ燈火マテ四丈一尺ナリ
一 該燈火ハ真方位北七十九度二十五分東ヨリ北五十八度二十二分九秒ニ當ル
一 該燈籠ハ既述過六角形ニシテ白色ニ塗リ第五等不動白色ノ燈明ヲ設ク其高サ基礎ヨリ燈火マテ四丈八尺ニシテ其光達距離ハ晴天ノ夜十二海里右方位ハ海上ヨリ燈籠ニ向テ測定ス

○勅 令

朕臨時廣編軍用水道布設部官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

○故北白川宮殿下への勅語

○故北白川宮殿下
への勅語

賜宗室の稱を以て夙に身を軍事に委ね
勵精馳勉重職を経歷して威望倍々崇し
矧んや師を督して遠征策機宜しきを制

○金鴉勳章
(去る八日設立の分)
し勳績太た彰ける今や匪徒平定の際に
方り濫焉長逝す曷ぞ悼惜に勝へん茲に
侍從從三位勳三等子爵西四辻公業を遺
し贈弔せしむ

陸軍歩兵一等軍曹	宮尾 願義	陸軍歩兵特務曹長	西堂久太郎
陸軍歩兵特務曹長	十時 浩	陸軍歩兵特務曹長	白石虎太郎
陸軍歩兵曹長	伊藤嘉十郎	陸軍歩兵一等軍曹	勝田 惣太
陸軍歩兵十等軍曹	大庭義之助	陸軍歩兵一等軍曹	西村 勝

陸軍歩兵一等卒	西原市太郎
陸軍歩兵一等卒	大村義典
陸軍歩兵一等卒	林常太郎
陸軍歩兵一等卒	吉屋慶四郎
陸軍歩兵一等卒	三村兵二郎
陸軍歩兵一等卒	中村作太郎
陸軍歩兵一等卒	田原市太郎
陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒
陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒
陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒

陸軍歩兵二等卒	大瀬喜蔵九 内三穂立 吉安吉
陸軍歩兵上等兵	竹内義九 陸軍歩兵上等兵
陸軍歩兵上等兵	陸軍歩兵上等兵
陸軍歩兵等卒	陸軍歩兵等卒
陸軍歩兵等卒	陸軍歩兵等卒
小出武太郎	陸軍歩兵一等卒
陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵二等軍曹
陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒
水部長吉	波多野隆 林太松 小田榮策

陸軍歩兵上等兵	佐藤好太郎	陸軍歩兵一等卒	田坂重作
陸軍歩兵上等兵	佐藤好太郎	陸軍歩兵上等卒	吉近徳一
陸軍歩兵上等兵	佐藤好太郎	陸軍歩兵上等兵	高橋開八
陸軍歩兵上等兵	佐藤好太郎	陸軍歩兵上等兵	高橋開八
陸軍歩兵上等兵	佐藤好太郎	陸軍歩兵上等兵	高橋開八

「去る日の紙上に掲げし本項受験者中申中附以下端内少尉迄三十二名述記の次に就き功五級授金鑑數并毅六等授瑞鑑十八字を既に上號付岡間二少尉の授級の下括弧中に三十二名であるは二名の誤報にて

○臺灣の歳出入豫算案　臺灣の歳出入は凡そ幾
付き姫に是正す

許なるべきか世間にば種々の想像を下すものあれども
何れも一矢したる説にあらずして或は同編の歳入は二
三

百万圓位ならんと云ふものあれは五百萬圓位ならんと
説くものあり其説の當否は實際收稅に着手したる上
ならでは判定し難く又歲出に就ても新領地の事なれ

ば統治上凡そ幾許の地方廳を置て幾許の吏員を用ふ可
きや如何なる事業に着手して若干の經費を要する可もや

恰も雲を掴むが如き事のみにして當局者も殆ど豫算の
立方に窮するの有様なり左れども反亂も最早や平定し
26事よりして未だ手續より丈程にて自不完全によつて大失

の豫算を立てて收支の事を實施せざる可からざるが故に本年(會議)には先づ差當り同鳴の經常費を二三百萬

二時四十五分、大里遠、六時五十分、大里近、八時半、九時五十分、腰脚處
十一時、十二時四十五分、大里遠、六時五十分、腰脚處
一時五十分、大里遠、六時五十分、腰脚處
五時三十八分、大里遠、六時五十分、腰脚處
急行脚、腰脚處

分大庭五更四刻半打門戶還。午時五十分打門戶還。三時半打門戶還。午時八十分打門戶還。十一時半打門戶還。午時八十分打門戶還。

事務官	二 級 一千 圓 六 百 圓
二 千 五百 四	二 千 二百 圓 八 百 圓 五 十 五 枚
一 千 四 千 六	二 千 二百 圓 四 百 圓 七 錢 九 百 圓 一 百 圓 十 錢 八 百 圓
茲ニ之ヲ公布シム	六 錢 四 百 圓 九 百 圓 十 錢 八 百 圓
朕臨時廣嶼軍用水道布設部職員旅費支給ノ件ヲ裁可シ	八 錢 千 圓 九 百 圓 十 錢 八 百 圓

勅令第百五十八號參照
明治十九年（六月九日官報）勅令第十四號ハ内閣審議規則ナリ

返信當示第百七十五號
新潟縣下佐波郡加茂町萬葉坂及香川縣下鹽岐國香川郡雄鷲村男木
均ノ北端ニ設置ス建設シ明治二十八年十二月十日以後奉呈申候

明治二十八年十一月十一日 謹信大臣 白根專一

卷之三

卷之三